

《翻訳》

英米知的財産権法関連判決集

〔フェア・ユースと相当な類似性〕

—— Wilkie v. Santly Bros., Inc., 13 F. Supp. 136

(S.D.N.Y. 1935); Wilkie v. Santly Bros. 91 F.2d 978, affirming,
D.C., 13 F. Supp. 136 (2 Cir., 1937); Solomon v. RKO Radio
Pictures, 44 F. Supp. 780 (S.D.N.Y. 1942) ——

松 川 実

《目次》

- (1) 1935年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 Wilkie v. Santly Bros., Inc., 13 F. Supp. 136
- (2) 1937年第2巡回連邦控訴裁判所 Wilkie v. Santly Bros., 2 Cir., 91 F.2d 978, affirming, D.C., 13 F. Supp. 136
- (3) 1942年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 Solomon v. RKO Radio Pictures, 44 F. Supp. 780

(1) 1935年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 Wilkie v. Santly Bros., Inc., 13 F. Supp. 136

《当事者等》

原告：ウイルキー (W. A. [Bud] Wilkie)

被告：ペトケレ (Bernice Petkere, 1901-2000) ソングライター

被告：サントリー・ブラザーズ・インコーポレーション (Santly Bros. (Brothers), Inc.)

英米知的財産権法関連判決集〔フェア・ユースと相当な類似性〕(松川)

裁判所：ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所

裁判官：コックス地裁判事 (Alfred Conkling Cox Jr., 1880-1957)

判決日：1935 年 11 月 26 日

原告訴訟代理人：Phillips & Nizer, of New York City (Louis Nizer and Arthur B. Krim, both of New York City, and George B. Harris, of San Francisco, Cal.)

被告訴訟代理人：Goldie & Gumm, of New York City (William V. Goldie and Zachary Lehrich, both of New York City)

コックス地裁判事

本件は、原告が 1927 年及び 1928 年に作成した「告白 (Confessing)」という題名の楽曲のコモン・ロー上の著作権の侵害に対する訴訟である。この楽曲は、出版されたことはなかったが、1929 年以前には、様々な機会に、カリフォルニア州の小人数の人々のために、原告がプライベートに実演したことがあった。いわゆる著作権を侵害しているという楽曲は、1931 年秋に、被告ペトケレ (Bernice Petkere, 1901-2000) が作成した「スターライト (Starlight)」という曲である。この楽曲は、1931 年 12 月に被告サントリー・ブラザーズ・インコーポレーション (Santly Brothers, Inc.) によって出版され、著作権が保護され、それ以来、かなりの商業的成功を収めた。

裁判所の管轄権は、多様な市民権に基づいている。

「告白」の歌詞が海賊版であるか否かは争われていないが、この 2 曲の楽曲は、コピー (copying) を推認させるほど酷似していると主張されている。被告らは、コピー自体もコピーをする機会も否定している。被告らは、また、「スターライト」が、オリジナルの楽曲であり、「告白」とは全く無関係であり、「告白」に類似している部分は、パブリック・ドメインである

共通の情報源から独立して取得したものであると主張している。

本件では、被告らが原告の楽曲にアクセスしたという直接的な証拠はないが、アクセスしたか否かは、他の事実が証明されるのと同じ方法で、状況から推測される場合がある。そして、コモン・ローの著作権では、アクセスの範囲は必然的に制限されるが、1931年より前のある時期に、被告ペトケレが「告白」のメロディーにアクセスしていた可能性を全く否定することはできないだろう。

「告白」の主旋律は、コーラスの最初の8小節である。これらの小節は、全部で、歌唱の中で4回、つまり、イントロダクションで1回、コーラスで3回で登場する。被告らへ主に攻撃が向けられたのは、それらの小節に対してである。それらの小節には、「スミレ (Violets)」(1900年)や他の多くの古いメロディーと非常によく似た4小節の半音階進行が含まれているという。しかし、最初の4小節の後ろに、完全に原告のオリジナルである特徴的な脱線 (digression) がある。被告らは、音楽という分野全体のどこにも、8小節全体に現れるのと同じ音符の組み合わせを見つけることができなかったという。とはいえ、これが、原告の歌をオリジナルの楽曲として、保護するのに十分であることは明らかである。1845年マサチューセッツ地区巡回連邦裁判所 *Emerson v. Davies*, 8 Fed.Cas. 615, No. 4,436; 1924年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 *Fisher, Inc., v. Dillingham* (D.C.) 298 F. 145; 1929年第2巡回連邦控訴裁判所 *Guthrie v. Curlett*, 36 F.2d 694.

このメロディーが、サウンドにおいて驚くほど似ていることも争いようがない。その音符構造を比較すると、イントロダクションの最初の8小節、そして、コーラスの最初の15小節と最後の10小節で、あるいは2曲の歌唱のうち非常に重要な部分の4分の3以上が、ほぼ完全に同一である。しかしながら、これですべてがわかるわけではない。リズムは、両方の曲でまったく同じ場所に現われる。そして、「告白」のコーラスの15小節目でメロディーの方向が変わるところで、「スターライト」の方向も、同じボイ

ントで同様に同じ方法で変化している。

私には、このような類似性は、単なる事故や偶然の一致ではあり得ないと思う。疑いなく、「すみれ」の最初の5小節は、両方の歌唱において、大幅に複製されている（substantially reproduced）が、しかし、原告が主旋律の残りの部分で原告が行った独自の脱線が、被告らの「スターライト」でも正確に複製されていることは、立証されていない。また、「告白」のコーラスの15小節目のメロディーの変化が、「告白」で現われたのと同様に、「スターライト」でも、同じ場所で、正確に同じ方法で発生したことも立証されていない。

「スターライト」が、パブリック・ドメインの共通の音源から独立して作られたという主張は、被告ベトケレ自身の言葉で完全に証言されたと思う。なぜなら、被告ベトケレは、それまで技術的に音楽的な訓練を受けたことがなかったし、「すみれ」を除いて、法廷で指摘されたそれ以前のメロディーをすべて全く知らなかったと証言したからである。さらに、被告ベトケレのバックグラウンド全体は、彼女が作品のためにパブリック・ドメインに頼ることができたという合理的な可能性を排除するようなものでもあった。その上、彼女は、自分の歌唱は、完全に自然発生的であり、共通の情報源も参考にすることもなく作詞作曲したこと、共通の情報源も実際には考慮していなかったと証言した。したがって、本件は、前掲 *Fisher, Inc. v. Dillingham, supra* においてラーニド・ハンド（Learned Hand）判事が下した判決がそのまま妥当するが、その事件では、著作権侵害を回避し、そのような攻撃から保護が認められるには、パブリック・ドメインの著作物を使用しなければならないと判示した。

費用を含め、原告勝訴の判決を下すことになる。

(2) 1937 年第 2 巡回連邦控訴裁判所 *Wilkie v. Santly Bros.*, 2 Cir., 91

F.2d 978, affirming, D.C., 13 F. Supp. 136

《当事者等》

原告：ウイルキー (W. A. [Bud] Wilkie)

被告：ペトケレ (Bernice Petkere, 1901-2000) ソングライター

被告：サントリー・ブラザーズ・インコーポレーション (Santly Bros.
(Brothers), Inc.)

控訴人(被告) 訴訟代理人：Julian T. Abeles, of New York City

被控訴人(原告) 訴訟代理人：Phillips Nizer, of New York City (Louis
Nizer and Arthur B. Krim, both of New York City)

裁判所：第2巡回連邦控訴裁判所

裁判官：マントン巡回判事 (Martin Thomas Manton, 1880-1946)

スワン巡回判事 (Thomas Walter Swan, 1877-1975)

チエイズ巡回判事 (Harrie Brigham Chase, 1889-1969)

判決日：1937年7月12日

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所からの控訴である。バッド・ウィルキー (Bud Wilkie) として知られる W.A. ウィルキー (W. A. Wilkie) が、サントリー・ブラザーズ社 (Santly Bros. (Brothers), Inc) およびバーニス・ペトケレ (Bernice Petkere) に対して、楽曲のコモン・ロー著作権の侵害を訴えた訴訟である。原告の勝訴の判決 (13 F. Supp. 136) に対して、被告らは控訴した。

その原審判決は是認される。

マントン巡回判事

本控訴は、控訴人(被告) が作成した「スターライト、愛する人を見つけるのを手伝って (Starlight, Help Me Find The One I Love)」において、被控訴人(原告) の楽曲「告白 (Confessing)」を侵害したとする判決に対するものである。被控訴人(原告) は、1927年に合唱曲「告白」を作成し、

1928年には完成させ、著作物も公的に演奏されることもなかったが、この合唱曲は、本人により原稿の形で転写され、個人的に多くの人々によって演奏された。この作成の日付は、4人の証人の供述によって立証されたが、彼らは、1931年以前に、原稿が自分たちに個人的に提示され、時々、自分たちの前で、それが演奏されたこともあったと証言した。原稿の1枚は、1931年4月11日、被控訴人(原告)の妻が、被控訴人(原告)の許可なく著作権を取得した。控訴人(被告)ペトケレは、1931年11月に「スターライト」を作成し、1931年12月28日に控訴人(被告)らが著作権を取得したと証言している。

以下のように、被控訴人(原告)の楽曲には独創性がないと主張されたが、証人を目の前に、証言を直接聞いた裁判官は、被控訴人(原告)の楽曲には独創性があり、両作品には同一性があると認定した点をもとに、控訴人(被告)らがコピー(copy)したと判断した。もちろん、楽曲が独立した着想の産物であれば、著作権侵害というには、単なる類似性があったとしても、それだけでは不十分であろう。1936年第2巡回連邦控訴裁判所 *Sheldon v. Metro-Goldwyn Pictures Corporation*, 81 F. 2d 49, certiorari denied 298 U. S. 669, 56 S. Ct. 835, 80 L. Ed. 1392; 1929年第2巡回連邦控訴裁判所 *Nutt v. National Institute*, 31 F. 2d 236; 1914年第2巡回連邦控訴裁判所 *Gross v. Seligman*, 212 F. 930. 1936年第2巡回連邦控訴裁判所 *Arnstein v. Edward B. Marks Music Corporation*, 82 F. 2d 275 事件判決では、当裁判所は、著作権の侵害を立証するためには、盗作を証明する必要性を指摘しておいた。類似性や同一性に依拠する場合、海賊版の疑いを抱かせるだけではなく、合理的な確実性をもって海賊版であることが立証されなければならない。本件では、控訴人(被告)らが物理的にアクセスする可能性があったことを示す証拠がいくつかあったが、下級裁判所はそうは認定していない。しかし、侵害の疑いは、いわゆる侵害者がその行為に関わっていないという理由だけで、消えるものではない。なぜなら、アクセスは、計画、アレンジ、そしてその作品に含まれている素材の組み合わせ

から、事情によっては、推認ないしは認定されることもあるからである。1926年第7巡回連邦控訴裁判所 *Edwards Deutsch Lithographing Co. v. Boorman*, 15 F. 2d 35 (C.C.A.7), certiorari denied 273 U. S. 738, 47 S. Ct. 247, 71 L. Ed. 867. この事件の裁判に出廷した音楽芸術の訓練を受けた専門家たちは、コピーや盗作のさまざまな兆候について言及し、彼らの判断では、その事件は偶然の一致では全く説明できなかったという。アクセスに関する内部証明についても、言葉の同一性、事件の類似性、あるいは単なる偶然の域を超える著しい類似性に基づくこともある。1930年第2巡回連邦控訴裁判所 *General Drafting Co. v. Andrews*, 37 F. 2d 54; 1928年第2巡回連邦控訴裁判所 *WH Anderson Co. v. Baldwin Law Pub. Co.*, 27 F. 2d 82; 1925年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 *Simonton v. Gordon*, 12 F.2d 116.

被控訴人(原告)の専門家証人は、控訴人(被告)の楽曲には、独立した着想がないと十分に証言した。共通の情報源はすべての人に開かれているけれども、独立して自分の楽曲に到達した作曲家は、昔の情報源を勝手にコピーされたことではなく、自分の作品を勝手にコピーする者から保護される権利がある。1924年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 *Fred Fisher, Inc. v. Dillingham*, 298 F. 145. ピアノで演奏されたこの楽曲を聴き、証人を目の前にして証言を直接聞き、そして、自分の結論を出した裁判官の認定を承認する必要がある。前述 1936年第2巡回連邦控訴裁判所 *Arnstein v. Edward B. Marks Music Corporation*. 我々は、控訴人(被告)ベトケレには、被控訴人(原告)の作品に関する情報を取得する機会があったという主張が、果たして十分であるかどうかを考慮する必要はない。それは、彼女が、サウンド・スタジオを訪れた時に、展示会で、演奏され、歌われた時から、分析に基づけば、盗作であるという主張を正当化する同一性や類似性に関する豊富な証拠が存在するからである。専門家は、第1に、コピーをしたと強く疑わせる8小節の長い旋律フレーズに同一性があること、第2に、各8小節において3小節の可能な音符の出発点は無制限であったが、

控訴人(被告)らは、連続を完了するために同じ音符を選択したこと、第3に、各8小節の連続を終了する最終のコード、リズムが同一であったこと、第4に、両方の作品とも、連続から、全く新しい出発点を作るメロディーの方向に変化があることをしっかりと証明した。音楽の全領域は、控訴人(被告)らに、新たな出発点の選択を提供し、方向を変えたいという独立した欲求があったと仮定しても、メロディーの方向につき、完全に同一の方向に変化が選択された。これらの同一性もそれぞれ単独で考察すると疑いを生じさせるかも知れないが、まとめて考えると、蓄積された重みは、コピーの非常に有力な証拠である。

本件では、32小節の事実上の同一性に基づいたコピーがある。控訴人であるサントリー・ブラザーズの社長は、「告白」と「スターライト」が類似していることを認め、専門家も事実上それを認めた。

楽曲の計画と構成には差異が存在するという主張、リズムと最終的なコードが、他の楽曲のそれらと同様であり、特に、サンプルとして、「すみれ(Violets)」に言及する主張も根拠がない。この2つの楽曲の間の広範で強力な類似性は、共通の情報源の存在によっても、満足には説明されていないし、ポピュラーソングに蔓延しているといわれている、いわゆるステレオタイプの慣例によっても、満足な説明はない。

言及された状況下で作成された「スターライト」は、偶然のひらめきからの産物ではない。下級審裁判所がコピーされたものであると認定したことは、証拠からも正当なものである。

原審の判決は是認された。

(3) 1942年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 *Solomon v. RKO Radio Pictures*, 44 F. Supp. 780

《当事者等》

原告：ソロモン (Jesse Solomon)

被告：RKO ラジオ・ピクチャーズ (R.K.O [Radio-Keith-Orpheum], Radio

Pictures Inc.)

被告：エディ・デイビス (Eddie Davis, 1926-1994) 脚本担当

被告：ブルックス (Matt Brooks) 脚本担当

被告：ベイラー (Anthony Veiller) 脚本担当

被告：オフナー (Mortimer Offner) 脚本担当

原告著作物：It Goes Through Here

被告著作物：Radio City Revels 1938年のミュージカルコメディ映画 (監督：ベンジャミン・ストロフ)

訴外：アレックス・ヨーケル (Alex Yokel, 1886-1947) プロデューサー

訴外：ジョージ・アボット (George Abbott, 1887-1995) 演劇プロデューサー

訴外：エディ・カンター (Eddie Cantor, 1892-1964) 俳優、コメディアン

訴外：カール・フランク (Carl Frank, 1909-1972) 俳優、プロデューサー、脚本審査員

訴外：セリア・リンダー (Celia Linder)

参考：ファニーフェイス・ネルソン (Funnyface Nelson) 原告著作物の主人公の名前

参考：レスター (Robin Lester) 映画での主人公の名前。ミュージカル・コメディアンのバーンズ (Robert Burns, 1890-1956) が演じた。

原告訴訟代理人：Gustave B. Garfield, of New York City.

被告訴訟代理人：Gordon E. Youngman, of New York City, for respondent R.K.O. Radio Pictures, Inc.

被告訴訟代理人：Mack F. Goldman, of New York City, for respondent Eddie Davis.

裁判所：ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所

担当裁判官：マンデルバウム地裁判事 (Samuel Mandelbaum, 1884-1946)

判決日：1942 年 04 月 14 日

本件は、被告 RKO ラジオ・ピクチャーズ・インコーポレーション (R. K. O. Radio Pictures Inc. [以下 RKO と称する。]) と被告エディ・デイビス (Eddie Davis) に対する盗作訴訟である。両被告は、本件訴訟に対して別々の訴訟代理人を立てて争っている被告である。残りの被告であるブルックス (Brooks)、ベイラー (Veiller)、オフナー (Offner) は訴訟代理人を立てて出廷はしていない。

訴状では、被告 RKO が製作した「ラジオ・シティ・リーヴェルズ (Radio City Revels)」と題する映画が、「It Goes Through Here」と題する原告のまだ未製作の著作権のある演劇を侵害していると訴えられている。

1937 年以前に、被告 RKO はニューヨークのロックフェラー・センター開発に関わり、「ラジオ・シティ・リーヴェルズ」という名称を付ける予定であった映画の製作を計画していた。1937 年 6 月頃、被告ブルックスと被告デイビスは、被告 RKO によって雇われていたが、それは、被告ブルックスによって提供されたアイディアに基づいて、映画の脚本を執筆するためであった。その映画は、1937 年 12 月に完成し、1938 年 2 月に公開された。

最初に検討すべき問題は、アクセスに関する重要な争点である。この争点は被告ブルックスと被告デイビスに関係している。なぜなら、被告ブルックスと被告デイビスは、原告の脚本を保有し、そこから素材を流用し、その後、映画「ラジオ・シティ・レヴェルズ」に取り入れたと主張されているからである。しかしながら、被告 RKO は著作権のある原告著作物を侵害していることを認識せず、そのような侵害は、合理的にも予測できなかったことは、原告も認めている。原告は、被告 RKO に対する損害賠償請求を 5,000 ドルに限定している (著作権法 25 条 (b))。

原告は、ラジオの脚本執筆の経験があり、ラジオスタジオを題材とした演劇を執筆するというアイデアを抱いていた。原告は、自分もラジオ脚本の執筆の難しさと、脚本を放送するために遵守すべき必要な締切りを思い出したと述べている。この演劇は、1936年10月29日によりやく完成し、著作権を取得した。この演劇は、訴外アレックス・ヨーケル (Alex Yokel) に提供され、次に訴外ジョージ・アボット (George Abbott) と訴外エディ・カンター (Eddie Cantor) に提供された。原告の訴状では、訴外カンターは、訴外アボットの事務所には、かつて、訴外カール・フランクが脚本審査員 (script examiner) として雇用されており、訴外フランクは、被告マット・ブルックスと被告エディ・デビスに原告の脚本の内容を説明したと述べている。被告らは、訴外フランクと、訴外アボットの事務所の訴外セリア・リンダー (Celia Linder) の両名から、これらを否定する宣誓供述書を入手し、被告らは、略式判決を申し立てた。この申立は、審理可能な争点が存在することを理由に却下された。

審理で、本件訴訟の開始時からずっと、原告は、訴外カール・フランクを通じて、アクセスしたという主張をしていたが、それを初めて完全に放棄し、そして、新しい主張に頼った。原告は、1936年に被告ブルックス、被告デビス、訴外カンターが住んでいたウォリック・ホテル (Warwick Hotel) で被告マット・ブルックスの前に、脚本を置いたが、4年後に、ジョルソン劇場 (Jolson Theatre) のロビーで、被告ブルックスが1936年に台本を渡した人物であることを認識したと述べている。

被告らは、この変更はアクセスを確立するための土壇場での努力であるだけでなく、脆弱で信頼に値しないものであると裁判所に強く訴えている。被告らは、原告が、何故に裁判所と被告ら双方に、被告ブルックスを通して直接にアクセスしたとの請求を主張するつもりであったことを知らせるために、何らかの措置を講じなかったのかと尋ねた。1941年1月に、ジョルソン劇場で、被告ブルックスを認識したことを、弁護士にすでに通知していたのに、何故に、原告は、被告らの略式判決の申立に反対する際に、

未だに、訴外フランクを通してアクセスするというもとの立場に固執したのか（略式判決の申立は、1941年4月に審理された）。これらの質問に対し、原告はカリフォルニアでの裁判所の法廷で、被告ブルックスが尋問を受けるまで待っていれば、自分の新しい請求が確実になるだろうと答えたという。

私は、これらの各主張を検討した結果、被告らの疑問には説得力がある回答がなされていないように思える。私も、被告ブルックスをさらにどのように特定できるのかに疑問に思っている。なぜなら、原告は、カリフォルニアで被告ブルックスの尋問に出席していなかったからである。私は、被告ブルックスへの尋問で、1936年にウォリック・ホテルで原告が被告ブルックスに脚本を提供したのかという点に対する反対尋問において、何ら発見がなかった。

私の判断では、立証の失敗が存在したということである。つまり、原告の側で、被告ブルックスと被告デイビスを介して直接にアクセスを確立することについての立証である。被告ブルックスも被告デイビスもエディ・カンターに1936年、雇われていたという事実も、さらに、両名ともワーウィック・ホテルに住んでいたという事実は、せいぜい、カンターに届く前に、脚本を読んだのではないかという疑いを生じさせることぐらいであろう。

被告らは、たとえ、原告の脚本へのアクセスがあったと仮定したとしても、コピーしたという証拠が存在しなければならないと指摘している。さらに、アクセスとコピーの両方が存在したと仮定した場合、裁判所が侵害であると詳細に言及する前に、コピーは大量（substantial）でなければならない。しかし、原告は、1935年ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 *Wilkie v. Santly Bros., D.C., 13 F. Supp. 136, affirmed 2 Cir., 91 F.2d 978* に基づき、アクセスの直接証拠がない場合でも、演劇と映画を比較すれば、単なる事故や偶然の一致の結果ではあり得ないほど重大（vital）な類似性を示すだろうと主張している。

裁判所は、演劇を読み、映画を鑑賞している。どちらの作品でも、基本的なアイデアやテーマは、潜在的な創造力を持つ人物が中心となって登場している。このようなアイデアは、それがオリジナルであるか否かにかかわらず、1つの構想の単なる小部分に過ぎず、そのようなアイデアは、保護に値しない。なぜなら、そのようなアイデアは、コモン・ロー上の著作権法 (the Copyright Law) によって保護されないからである。1938年第2巡回連邦控訴裁判所 *Shipman v. R.K.O. Radio Pictures*, 100 F.2d 533-535, 536. しかしながら、コモン・ロー上の著作権法は、そのようなアイデアを表現する手段を保護している。この原則を宣言した1926年第2巡回連邦控訴裁判所 *Dymow v. Bolton*, 11 F.2d 690, 691 事件の裁判所は、「……同じアイデアが全く異なる複数の方法で表現できる場合には、複数の著作権が発生し、侵害が全く存在しない」と述べている。1930年第2巡回連邦控訴裁判所 *Nichols v. Universal Pictures*, 45 F.2d 119; 1939年第2巡回連邦控訴裁判所 *Bein v. Warner Bros. Pictures*, 105 F.2d 969 参照。さらに、1936年第2巡回連邦控訴裁判所 *Sheldon v. Metro-Goldwyn Pictures Corp.*, 81 F.2d 49 参照。

適用されるべき審査は、映画が平均的な一般人に与える正味の印象 (net impression) である。そのスクリーンの描写は、原告の演劇の描写か。私は、この質問には、否定的に答えざるを得ないと判断した。「本件で何らかの類似性を見出すには、観察よりもむしろ分解が必要である」。前述1926年第2巡回連邦控訴裁判所 *Dymow v. Bolton*, 11 F.2d 690, 691 事件。

両者の間に類似性があることは認められる。しかし、私には、事実として、そのような類似点よりも、相違点の方がはるかに顕著であるという印象が残っている。両作品の基本的なアイデアは同じであるけれども、両作品は、その展開や表現が大きく異なっている。演劇では、その主人公ファニーフェイス・ネルソン (Funnyface Nelson) は、自分の能力を完全に自覚し、その手段で自分の生計を立てている。映画では、主人公のレスター (Lester) は、自分の創造的な能力に気づいておらず、筋全体は、映画の終

盤でレスターが自分の特殊な才能を知るまで、このアイデアを中心に組み立てられている。この基本的なアイデアの展開においては、ほかの決定的な差異も存在する。映画では、仮に、ソングライターたちが、レスターが眠ることができずに、作品を作ることができなければ、まったく無力であるだけでなく、レスターが眠っている間に創作するレスターの能力についての真実をレスターに隠しておくことに最も関心があった。このアングルは、演劇には存在しない。睡眠を誘発する方法に関する両作品の類似性については、その目的のために用いられている公知の装置は限られていることは明らかであり、その点についての原告の主張には理由がない。様々なキャラクターの性格付けに違いがあるだけではなく、両作品には、互いに対応するキャラクターが存在しないことも分かる。そして最後に、映画の中での恋愛の対象の展開は、この物語の展開の本質的部分であるが、演劇の恋愛の対象とは、大きく異なっている。

言い直すと、私には、創造するための潜在意識の能力と、睡眠を誘発する様々な装置についての両作品における類似性を除けば、証拠は、原告の演劇が部分的にも、映画にコピーされていると認定する理由はないと思われる。私は、さらにもう一步踏み込むならば、仮にそのようなコピーが存在したと仮定しても、アンフェア・ユースないしは訴え可能な侵害があったとの判断を支持するような重大なコピー（substantial copying）は全く存在しなかったと考える。

原告は立証責任を果たすことがなかったので、被告エディ・デビスと被告 RKO が勝訴する判決が言い渡されることになる。当裁判所は、この意見に基づき、独自の事実認定と法律上の結論を下した。